

会計					
⑦	④	④	②		

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

※該当箇所に ☒ すること

(年 月 日開催分)

(ふりがな)
政治団体の名称

まつむらよしふみ じゆえんかい
松村よしふみ後援会

2 主たる事務所の所在地

熊本市東区長嶺南6-6-5

3 代表者の氏名

岩下 忠

4 会計責任者の氏名

畑山 登

事務担当者の氏名

小野 啓代

(電話) 096 - 360 - 7163

(電話) - -

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政党の支部 第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の
届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の
氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



0614

320450

収 支 の 状 況

[illegible]

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金 額 -----													
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----													
			十億			百万			千			百	0
												0 人	

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額										備 考
			十億		百万		千			円		
1 経 常 経 費											0	
(1) 人 件 費											0	
(2) 光 熱 水 費											0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費							2	1	7	5	8	
(4) 事 務 所 費							4	5	1	2	0	
小 計							6	6	8	7	8	
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費											0	
(2) 選 挙 関 係 費											0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費											0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費											0	
イ 宣 伝 事 業 費											0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費											0	
エ そ の 他 の 事 業 費											0	
(4) 調 査 研 究 費											0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金											0	
(6) そ の 他 の 経 費											0	
小 計											0	
合 計							6	6	8	7	8	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□して下さい。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 27 日

政治団体の名称

松村よしふみ後援会

会計責任者の氏名

畑 山

登



代 表 者 の 氏 名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。